

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、朝日村役場総務課税務係または住民福祉課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、朝日村役場総務課税務係または住民福祉課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

お問合せ先

・一般村税に関するご相談 朝日村役場 総務課政務係 0263-99-4101

・国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料に関するご相談

朝日村役場 住民福祉課 0263-99-4102